

令和5年第1回七戸町議会定例会 会議録

令和5年2月15日七戸町告示第12号で、令和5年第1回七戸町議会定例会を3月2日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和5年 3月 2日 午前10時09分 開会

令和5年 3月 9日 午後 0時21分 閉会

○応召議員（16名）

議長	16番	瀬川 左一 君	副議長	15番	盛田 恵津子 君
	1番	中野 正章 君		2番	山本 泰二 君
	3番	向中野 幸八 君		4番	二ツ森 英樹 君
	5番	小坂 義貞 君		6番	澤田 公勇 君
	7番	疍 清悦 君		8番	岡村 茂雄 君
	9番	附田 俊仁 君		10番	佐々木 寿夫 君
	11番	田嶋 輝雄 君		12番	三上 正二 君
	13番	田島 政義 君		14番	白石 洋 君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

報告第 1号 専決処分事項の報告について

（令和4年度七戸町一般会計補正予算（第11号））

議案第19号 七戸町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

議案第20号 七戸町空家等及び空地の適切な管理に関する条例の制定について

議案第21号 七戸町電子計算組織利用に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例について

議案第22号 七戸町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第23号 七戸町個人情報保護審査会条例の制定について

議案第24号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第26号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第27号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等

- の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 七戸町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31 号 七戸町出産祝金条例を廃止する条例について
- 議案第 32 号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第 33 号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ外構整備工事)
- 議案第 34 号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工事)
- 議案第 35 号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (電気設備工事))
- 議案第 36 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第 37 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第 1 号 令和 4 年度七戸町一般会計補正予算 (第 12 号)
- 議案第 2 号 令和 4 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 3 号 令和 4 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 4 号 令和 4 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 5 号 令和 4 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 号 令和 4 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 7 号 令和 4 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 8 号 令和 4 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 9 号 令和 4 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 10 号 令和 5 年度七戸町一般会計予算
- 議案第 11 号 令和 5 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 5 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 5 年度七戸町介護保険特別会計予算
- 議案第 14 号 令和 5 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 15 号 令和 5 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
- 議案第 16 号 令和 5 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 17 号 令和 5 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 18 号 令和 5 年度七戸町水道事業会計予算
- 議案第 38 号 七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

- 議案第39号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第41号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第42号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加議案第43号 令和4年度七戸町一般会計補正予算（第13号）
-

○議員提出案件

- 発議第 1号 七戸町議会の個人情報保護条例の制定について
-

○その他

- 会議録署名議員の指名について
- 会期の決定について
- 諸般の報告について
- 常任委員会の要請事項に対する回答について
- 予算審査特別委員会設置

**令和5年第1回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

令和5年3月2日（木） 午前10時09分 開会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「報告第1号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町一般会計補正予算（第11号）」から「議案第42号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までの42議案、1報告を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について

日程第6 予算審査特別委員会設置

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	唘清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
		支所長	
総務課長	仁和圭昭君		氣田雅之君
			（兼庶務課長）

企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	保健福祉課長	井上健君
		会計管理者	
こどもみらい課長	佐々木和博君		高田美由紀君
		(兼会計課長)	
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	附田良亮君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	相馬和徳君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議録署名議員

1番	中野正章君	2番	山本泰二君
----	-------	----	-------

○会議を傍聴した者（10名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年第1回七戸町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番中野正章君と2番山本泰二君を指名します。

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

初めに、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（白石 洋君） 議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

去る2月15日に告示、本日招集されました令和5年第1回七戸町議会定例会の会期について、先般、2月15日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日3月2日から3月9日までの8日間を会期とすることに決定いたしました。

本日は、議案等の一括上程、予算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。

3日は一般質問、4日から6日は閉庁並びに議案調査のため休会といたします。7日、8日は予算審査特別委員会を行います。運営方法については、皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にさせていただきたいと思っております。最終日の9日は、今回上程されております全議案について審議を行うこととしております。

以上のとおり進行してまいりたいと思っておりますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願いを申し上げます。委員長報告といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月9日までの8日間としたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがひまして、本定例会の会期は、本日から3月9日までの8日間に決定しました。

議長において作成いたしました会期日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願ひます。

次に、本日までに受理いたしました陳情等につきましては、別紙配付の陳情等文書表のとおりです。先般、このことについて、議会運営委員会において審査した結果、陳情第7号、陳情第8号及び陳情第1号については資料配付することにしましたので、御了承願ひます。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

報告第1号専決処分事項の報告について、令和4年度七戸町一般会計補正予算（第11号）から議案第42号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの42議案、1報告を一括上程します。

初めに、町長から、提出議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回七戸町議会定例会が開会されるに当たり、提出議案を御説明する前に、町政運営の基本方針並びに所信の一端と一般報告をさせていただきます。

初めに、荒熊内地区開発計画の第1次計画として整備を進めております（仮称）七戸町総合アリーナ（多目的広場）公共駐車場は、年内の完成に向けて鋭意整備推進中であり、令和6年早々には供用を開始できる見込みとなっております。

また、同地区を建設候補地とした役場新庁舎建設事業につきましては、現在、基本構想及び基本計画を策定中であり、七戸高校生や町民によるワークショップ、町民アン

ケートなどを実施しております。今後も町民皆様の御意見等を取り入れ、事業を進めてまいります。

次に、我が国の2050年カーボンニュートラル達成に向けては、七戸町ゼロカーボン総合戦略に基づき、具体的な計画となる地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入、庁内、事業所及び一般家庭への再生可能エネルギー設備導入に係る助成を行いながら、町民、企業とともに脱炭素の実現に努めてまいります。

教育、子育て環境においては、昨年、七戸小学校が創立150周年の節目を迎え、歴史と伝統を受け継ぎながら、さらなる飛躍を目指して歩み始めました。グラウンドの整備も行われ、春には子供たちの駆け回る姿が見られるようになります。また、町内小中学校の施設整備と同時に、児童生徒の感染予防対策や情報化に対応したICT環境の充実、人口減少に伴う学校規模適正化の検討など、児童生徒の教育環境の充実に努めてまいります。

加えて、町独自の新たな子育て世帯への経済支援策として、子供の成長の節目に合わせ、小学校・中学校入学及び卒業時に現金を給付する未来輝く子育て支援金事業を実施いたします。これは子ども給付のうちで最も効果が高いと言われる現金給付を国内で初めて給付実施するものであります。

基幹産業である農業は、原油価格や農業資材などの高騰により、生産者は大きな影響を受けています。中でも、令和5年度の水稲を含む農産物の作付けに欠かせない肥料価格は今年の2倍近くに上昇するなど、農業経営に多大な影響を及ぼしております。

町では、肥料価格の農家負担の軽減を図るため、肥料価格高騰対策事業を実施することとしており、生産者の持続的農業経営の推進を支援してまいりたいと考えております。

当町において長年の悲願でありました上北自動車道は、昨年11月に全線が開通いたしました。また、下北半島縦貫道路の野辺地一七戸道路についても国直轄の事業化となり、現在現地調査等が行われております。みちのく有料道路に接続する県道後平一青森線、後平バイパスなど、高規格幹線道路の整備について一日でも早い共用化が進められるよう整備の必要性、予算の確保など、今後も引き続き中央関係機関へ要望活動を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症について、国は感染症法上の位置づけを5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類に引き下げる方針を決定し、これまでの様々な政策、措置を段階的に移行することとしました。

町でも現在施設やバスの利用に際し、人数制限、飲食禁止など利用制限を行っておりますが、国・県の動向を注視しながら利用制限を解除するなど、日常生活の回復を図りたいと考えております。

以上、施策の一端を申し上げましたが、これらの実現を目指し、町民・団体・企業・

行政が一体となり、まちづくりのための施策に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、これまで以上の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明いたします。

報告第1号専決処分事項の報告について。

令和4年度七戸町一般会計補正予算（第11号）については、国の妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援及び経済的支援の一体的実施に伴う出産・子育て応援給付金事業に関し、早急に対応する必要性が生じたことと、除雪経費に関し1月後半の寒波による集中的な大雪及び今後の増加見込みに伴い、早急に対応する必要性があったことから、歳入歳出予算の総額に1億6,593万2,000円を追加し、予算の総額を129億1,355万1,000円としたものです。歳入は、繰入金に1億6,593万2,000円を追加し、歳出は衛生費に532万4,000円、土木費に1億6,060万8,000円を追加したものです。

議案第19号七戸町の議会議員及び町の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定については、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、七戸町の議会議員及び七戸町長の選挙における候補者の政見等を選挙人に周知する選挙公報を発行するため、新たに条例を制定するものです。

議案第20号七戸町空家等及び空地の適切な管理に関する条例の制定については、空家等対策の推進に関する特別措置法の定めるもののほか、空き家等及び空き地の適切な管理に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定するものです。

議案第21号七戸町電子計算組織利用に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例については、個人情報の保護に関する法律改正に伴い、本条例を廃止するため提案するものです。

議案第22号七戸町個人情報保護法施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議案第23号七戸町個人情報保護審査会条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護審査会の設置等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議案第24号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、農地利用最適化交付金実施要綱の一部が改正されたことにより、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する報酬の上乗せ支給について、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第25号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康

保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて所要の改正を行う必要があることから、提案するものです。

議案第26号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて所要の改正を行う必要があることから、提案するものです。

議案第27号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令等の改正に伴い、所要の改正が必要なことから提案するものです。

議案第28号七戸町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、こども家庭庁の創設による子ども・子育て支援法の改正等に伴い、所要の改正が必要なことから提案するものです。

議案第29号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、道路法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて所要の改正を行う必要があることから、提案するものです。

議案第30号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、町営住宅の蛇坂団地4棟8戸が完成したのに伴い、所要の改正をするため提案するものです。

議案第31号七戸町出産金条例を廃止する条例については、国の出産・子育て応援給付金事業及び町の新たな子育て支援施策の実施に伴い、本条例の廃止を提案するものです。

議案第32号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更については、事業の追加により計画の変更が必要となったため提案するものです。

議案第33号工事請負契約の締結については、（仮称）七戸町総合アリーナ外構整備工事に条件つき一般競争入札を令和5年2月7日に実施したところ、株式会社小又建設に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第34号工事請負契約の締結については、（仮称）七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工事に条件つき一般競争入札を令和5年2月7日に実施したところ、株式会社工藤組に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第35号工事請負変更契約の締結については、（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（電気設備工事）に係る工事内容に変更を生じたので、契約金額の変更について地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第36号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、建設資材の調達や資材価格の高騰に伴う改築の規模及び範囲の再検討に不測の日数を要したことから、七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について

一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第37号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、建設資材の調達や資材価格の高騰に伴う改築の規模及び範囲の再検討に不測の日数を要したことから、七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第1号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第12号）については、歳入歳出予算の総額から2億9,763万1,000円を減額し、予算の総額を126億1,592万円とするものです。

歳入の主なものは、町税に2億6,590万4,000円、地方交付税に8,717万5,000円、県支出金に3,093万2,000円、寄附金に3,014万3,000円を追加し、国庫支出金から1億1,078万5,000円、繰入金から2億6,158万6,000円、町債から3億5,180万円を減額するものです。

歳出の主なものは、諸支出金に1億7,953万4,000円を追加し、総務費から3億4,964万1,000円、民生費から3,807万7,000円、農林水産業費から1,324万3,000円、商工費から1,133万7,000円、土木費から4,545万9,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正については、（仮称）七戸町総合アリーナ建設工事における年割額の変更、公共施設整備の基本計画策定業務において、総額及び年割額を減額変更するものです。

第3表の繰越明許費については、荒熊内地区開発事業費は、8月の大雨の影響等による建設資材の需給変化により土工・下層路盤工に不測の日数を要したこと。肥料価格高騰対策事業費補助金及び戸籍情報システム改修業務委託料は、年度内の事業完了が見込めないこと。青森県議会議員選挙費及び七戸町議会議員選挙費は、契約業務や事務の執行を円滑に行う必要があること。森林環境保全整備事業工事費は、林道上田唐松線のり面復旧工事において、融雪等により崩壊範囲の拡大が見受けられ、業務範囲の確定に不測の日数を要したこと。公用車購入は、新型コロナウイルス及びロシアウクライナ情勢の長期化により生産に大きな遅延が生じており、年度内の納入が見込めないこと。道路新設改良費は町道宇道坂・五十貫田線の舗装補修工事において、財源となる過疎債の見通しが立ったことから、前倒しで実施することとしたもの。道路整備事業費は、昭和橋及び作田橋の橋梁補修工事において、コロナ禍における工場稼働率の低下などの理由により、資材調達に不測の日数を要したこと。スクールバス置き去り防止社内確認ブザー購入費は、国の補正予算により実施するものでありますが、年度内の事業完了が見込めないこと。現年災農地農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費は、国の災害復旧事業により実施するものでありますが、年度内の事業完了が見込めないこと。下水道事業債及び償還基金費は、財源となる県補助金が繰り越しとなること。

以上の理由により、これらの事業に関し繰越明許費を設定するものです。

第4表の債務負担行為補正については、城南児童センター及び城北児童センター並びに天間林児童センターの指定管理業務委託料に関し、令和5年度から令和9年度までを期間とする債務負担行為を追加するものです。

第5表の地方債補正については、事業費の精査により地方債の限度額を変更するものです。

議案第2号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額に1億4,196万6,000円を追加し、予算の総額を19億1,420万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税に2,486万円、県支出金に1億173万4,000円、繰入金に1,528万7,000円を追加するものです。

歳出の主なものは、保険給付費に1億4,197万円を追加するものです。

議案第3号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から301万2,000円を減額し、予算の総額を4億5,029万6,000円とするものです。

歳入は、繰入金から301万2,000円を減額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金から301万2,000円を減額するものです。

議案第4号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から478万6,000円を減額し、予算の総額を27億7,495万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、保険料から109万9,000円、国庫支出金から130万5,000円、支払基金交付金から107万8,000円を減額し、歳出の主なものは、地域支援事業費から478万9,000円を減額するものです。

議案第5号令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から30万2,000円を減額し、予算の総額を485万2,000円とするものです。

歳入は、繰入金に14万3,000円を追加し、サービス収入から44万5,000円を減額し、歳出は、総務費から30万2,000円を減額するものです。

議案第6号令和4年度七戸町霊園事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から1万5,000円を減額し、予算の総額を906万8,000円とするものです。

歳入は、諸収入から1万5,000円を減額し、歳出は、総務費から1万5,000円を減額するものです。

議案第7号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から887万9,000円を減額し、予算の総額を5億791万7,000円とするものです。

歳入は、繰入金から727万9,000円、町債から160万を減額し、歳出は、総務費から273万8,000円、事業費から614万1,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正については、下水道事業地方公営企業会計移行支援業務において、総額及び年割額を減額変更するものです。

第3表の地方債補正については、事業債の精査に伴い地方債の限度額を変更するものです。

議案第8号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額から569万1,000円を減額し、予算の総額を7,508万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金から532万2,000円を減額し、歳出は、総務費から569万1,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正については、下水道事業地方公営企業会計移行支援業務において、総額及び年割額を減額変更するものです。

第3表の地方債補正については、事業費の精査に伴い地方債の限度額を変更するものです。

議案第9号令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号）の収益的収入及び支出については、収益的収入の営業収益に418万7,000円を追加し、営業外収益から236万円を減額し、水道事業収益の総額を3億6,380万8,000円とし、収益的支出の営業費用から6万3,000円を減額し、水道事業費用の総額を3億1,453万4,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の工事負担金に5万5,000円を追加し、資本的収入の総額を1億2,770万8,000円とし、資本的支出の建設改良費から2,602万7,000円を減額し、資本的支出の総額を3億5,948万3,000円とするものです。

議案第10号令和5年度七戸町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を120億167万2,000円とし、前年度当初予算と比較して2億4,476万6,000円の増額、伸び率は2.1%となっております。

歳入の主なものとその構成比は、町税は21億6,187万7,000円で18%、地方交付税は35億1,000万円で29.3%、国庫支出金は14億3,381万円で12%、町債は25億4,790万円で21.2%です。

歳出の主なものとその構成比は、総務費は35億8,974万1,000円で29.9%、民生費は17億2,249万4,000円で14.4%、衛生費は11億5,752万5,000円で9.6%、公債費は11億83万7,000円で9.2%、諸支出金は11億8,015万3,000円で9.8%です。

歳入の前年度対比で大きく増額となっているものは、繰入金で4億692万1,000円の増額ですが、主な理由として、財政調整繰入金の増額によるものです。

一方、大きく減額となっているものは、町債が1億600万円、国庫支出金が7,409万6,000円の減額ですが、主な理由としては、いずれも蛇坂団地建設事業の終了によるものです。

歳出の前年度対比で大きく減額となっているものは、総務費が2億2,103万4,000円の増額ですが、主な理由は、公共施設解体事業及びデジタル推進事業関連の増額によるものです。

続いて、衛生費が1億4,340万2,000円の増額ですが、主な理由として、中部上北広域事業組合、清掃センター及び最終処分場に係る負担金の増額によるものです。

一方、大きく減額となっているものは、土木費が1億1,221万8,000円の減額ですが、これは蛇坂団地建設事業の終了によるものです。

続いて、農林水産業費が7,021万円の減額ですが、主な理由として、土地改良関連事業及び林業振興事業の減額によるものです。

なお、スクールバス置き去り防止社内確認ブザー購入費については、令和5年度一般会計当初予算に計上しておりますが、令和5年度予算の編成後に国の補正予算により補助事業として前倒しで実施するため、令和4年度一般会計補正予算（第12号）にも計上したものであり、令和5年度一般会計当初予算計上分については速やかに減額補正対応したいと考えております。

財政状況については、社会保障費や義務的経費が年々増加傾向にあり、加えて、エネルギー価格の上昇や物価高騰の影響により、財政状況は一段と厳しさを増しております。

今後、公共施設の改修や建設など大規模事業を実施・計画しており、従来にも増して事業の取捨選択や事務効率の向上を図るとともに、事務事業の抜本的な見直しを検討し選択と集中による再構築を進め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上が、令和5年度一般会計当初予算の概要です。

議案第11号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計については、歳入歳出予算の総額を18億2,339万円とし、前年度当初予算と比較して404万6,000円の増額、伸び率は0.2%となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億1,277万5,000円、県支出金12億5,000万1,000円、繰入金2億5,519万5,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費12億1,140万5,000円、国民健康保険事業費納付金5億3,755万8,000円です。

議案第12号令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出の予算の総額を4億3,729万6,000円とし、前年度当初予算と比較して928万7,000円の増額、伸び率は2.2%となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4,653万5,000円、繰入金2億

7,468万9,000円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億496万5,000円です。

議案第13号令和5年度七戸町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を27億4,345万円とし、前年度当初予算と比較して357万円の増額、伸び率は0.1%となっております。

歳入の主なものは、保険料4億7,369万2,000円、国庫支出金6億9,261万7,000円、支払基金交付金7億1,941万6,000円、県支出金3億8,900万8,000円、繰入金4億6,868万1,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費26億3,313万9,000円です。

議案第14号令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を494万8,000円とし、前年度当初予算と比較して15万円の減額、伸び率はマイナス2.9%となっております。

歳入の主なものは、サービス収入361万円、繰入金133万6,000円、歳出の主なものは、総務費に474万7,000円です。

議案第15号令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を198万7,000円とし、前年度当初予算と比較して626万円の減額、伸び率はマイナス75.9%となっております。

歳入の主なものは、使用料及び手数料188万3,000円、歳出の主なものは、総務費198万6,000円です。

議案第16号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を6億4,603万7,000円とし、前年度当初予算と比較して1億4,718万1,000円の増額、伸び率は29.5%となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金1億3,505万円、繰入金2億887万1,000円、町債2億3,180万円です。歳出は、総務費1億3,076万2,000円、事業費3億1,338万円、公債費2億189万5,000円です。

議案第17号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を9,199万4,000円とし、前年度当初予算と比較して1,205万3,000円の増額、伸び率は15.1%となっております。

歳入の主なものは、繰入金6,169万3,000円、町債2,140万円です。歳出は、総務費5,423万2,000円、公債費3,776万2,000円です。

議案第18号令和5年度七戸町水道事業会計予算については、年間業務の予定量として、給水戸数は7,580戸、年間総給水量は219万立方メートル、1日の平均給水量を6,000立方メートルとするものです。収益的収入及び支出の予定額としては、水道事業収益の総額は3億6,506万1,000円とし、内訳としては、営業収益3億2,050万8,000円、営業外収益4,455万2,000円、特別利益1,000円とするものです。

続きまして、水道事業費用の総額は、3億1,429万円とし、内訳として営業費用2億8,034万7,000円、営業外費用1,881万3,000円、特別損失13万円、予備費1,500万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額としては、資本的収入の総額は、1億2,581万6,000円とし、内訳としては工事負担金379万6,000円、補助金4,202万円、企業債8,000万円とするものです。

続きまして、資本的支出の総額は3億3,470万3,000円とし、内訳としては建設改良費2億6,369万2,000円、企業債償還金7,101万1,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億888万7,000円は、減債積立金5,000万円、損益勘定留保資金1億3,908万円、消費税及び資本的収支調整額1,980万7,000円で補填するものです。

議案第38号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、令和5年5月16日で任期満了となる七戸町教育委員会教育長について、附田道大氏を再任したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第39号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和5年5月16日で任期満了となる七戸町教育委員会委員について、菊池龍達氏を再任したいことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第40号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、令和5年5月16日で任期満了となる七戸町固定資産評価審査委員会委員について、仁和民夫氏を再任したいことから、地方税法の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第41号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、令和5年5月16日で任期満了となる七戸町固定資産評価審査委員会委員について、附田繁志氏を再任したいことから、地方税法の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

議案第42号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、令和5年5月16日で任期満了となる七戸町固定資産評価審査委員会委員について、菅岡哲郎氏を再任したいことから、地方税法の規定により、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について

○議長（瀬川左一君） 日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答が届いております。

本件については、常任委員会の要請事項に対する町長、教育長、農業委員会会長から、回答の写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

○日程第6 予算審査特別委員会設置

○議長（瀬川左一君） 日程第6 予算審査特別委員会設置の件を議題とします。

議案第10号令和5年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和5年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件9議案については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま付託しました本件については、会議規則第46条第1項の規定により、3月8日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については3月8日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

なお、予算審査特別委員会を本日会議終了後、直ちに招集しますので、本会議散会後もそのまま着席願います。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月3日の本会議は午前10時に再開します。

本席から告知します。

3月3日の一般質問の順番をお知らせします。

1番目は10番佐々木寿夫君、2番目は2番山本泰二君、3番目は3番向中野幸八君、4番目は15番盛田恵津子君、5番目は7番唸清悦君となります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時04分